

アキヅノとアキヅシマ（記紀・雄略）覚書

本 田 義 寿

〔一〕

〔古事記〕 即ち阿岐豆野に幸でまして御獵せず時に、（雄略）天皇御呉床に坐しましけるに、虻御腕を咋ひけるを、蜻蛉来て、その虻を咋ひて飛びいにぎ。〈蜻蛉を阿岐豆と云ふ〉。ここに御歌作したまひし、その歌

み吉野の 袞牟漏が獄に 獣伏すと 誰そ 大前に申す
やすみしし 我が大君の 獸待つと 呉床にいまし 白
妙の 袖着備ふ 手胼に 虻掻き着き その虻を 阿岐
豆早咋ひ かくの如 名に負はむと そらみつ 夜麻登
の 国を 阿岐豆志麻とふ
かれその時よりぞ、その野を号けて阿岐豆野と謂ひける。

〔日本書紀〕 秋八月、辛卯の朔にして戊申、吉野宮に行幸でます。庚戌、河上の小野に幸でまして、虞人に命せて獸を駈ら

アキヅノとアキヅシマ（記紀・雄略）覚書

しめ、射ら射むと欲して待ちたまひしに、虻疾く飛び来て天皇の臂を嚼ひまつりき。ここに蜻蛉忽然に飛び来て、虻を嚼ひて將去にぎ。天皇その心有るを嘉したまひ、群臣に詔りたまひしく、「朕が為に蜻蛉を讃めて歌賦みせよ」と曰りたまひしかども、群臣能く敢へて賦む者莫かりき。天皇乃ち口号したまひしく、

野麿等の 鳴武羅の獄に 獣伏すと 誰かこの事 大前に申すへ一本、大前に申すを大君に申すに易へたり
大君は そこを聞かして 玉纏の 呉床に立たしへ二本、立たしをいましに易へたり
倭文纏の 呉床に立たし 獸待つと 我がいませば さ猪待つと 我が立たせば
手胼に 虻掻き着き その虻を 阿岐豆早食ひ 這ふ虫も 大君に奉らふ 汝が形は 置かむ 阿岐豆斯麻野麻登へ一本、這ふ虫も以下を かくのごと 名に負はむとそらみつ 野麻等の 国を 阿岐豆斯麻といふ に易へたり

因りて蜻蛉を讀めて、此の地を名づけて蜻蛉野といふ。(雄略紀四年)

古事記・日本書紀にみえるアキヅノ(阿岐豆野・蜻蛉野)の伝承は右に掲げたとおりである。この歌謡が「地名の起源を語る物語歌」であることは既に指摘されているところである。「書紀の歌には起源を説明する部分の歌詞がない」ことも指摘されているとおりである。しかし書紀の歌謡の末尾の「一本」の部分は古事記のそれと同様であり、書紀編纂者もこの歌謡が地名の起源にかかわることを知っていたはずなのである。それなのになぜ記紀ともに歌謡ではアキヅシマ(阿岐豆志麻・阿岐豆斯麻)と言ひ、後文ではアキヅノとするのであろうか。古事記伝はその点に触れていないが、厚顔抄は

阿岐豆斯麻野麻登(秋津洲大和ナリ、此句ニ二ツノ意アルヘシ、是ハ元来ノ名ナレト、一本ノ如ク、カカル事アラムト、カネテ秋津島トハ名付タルニヤト思召テ、此哥ヲ詠シオカセタマフハ、蜻蛉カタメノ面目ニテ、後ノ世マテ語り伝ヘテ形見トナル、是一ツノ意ナリ、又、コムヲ秋津野ト名付サセタマフトテ、昔ヨリノ名ニ云ヒツムケサセタマヘル、二ツノ意ナリ、(下略)

として、そこにいくらかの疑問を抱き、「二ツノ意アルヘシ」として何とか説明しようとしているのであるが、それも釈然としな

「蜻蛉野」の名の起源が、雄略天皇と蜻蛉の故事に由来するという説明。この故事を歌では「蜻蛉島」の起源とし、後文では「阿岐豆野」の起源とするのは、同じ物語の中にあるだけに不統一の感を抱かせるが、起源の説明は、物語に歴史性を与える方法としてしばしば用いられるもので、同じ物語を二つの地名の起源とするようなことにも、さして違和感を感じなかったのかもしれない。

③としておられる。ほとんどはそれで言い尽されていると考えてよいであろう。しかし「同じ物語を二つの地名の起源とするようなことにも、さして違和感を感じなかったのかもしれない」と言われたことの裏には、歌謡と地の文が結びつけられた段階で、一つの地名起源として享受するような理解があったということが暗示されるのではないだろうか。いわゆる独立歌謡の場合でも、それが物語歌のように扱われること(天田振など)もあったことを思えば、このアキヅノの伝承の歌謡がかりに独立歌謡であったとしても、享受する場合には物語歌として享受されたと考えることもできるであろう。ましてこの歌謡は土橋博士の言われたように「地名の起源を語る物語歌」とみるのが素直と考えられるものである。そういう点からすれば、アキヅノとアキヅシマは二つの地名の起源にかかわるといふよりも、むしろアキヅノという一つの地名の起源にかかわる物語として享受されたと考えることができるのではないかと思うのである。

古事記の歌謡では「夜麻登の国を阿岐豆志麻とふ」とあって、

ヤマトの国とアキツシマが同一の地域の二つの呼称のようにみえる。その点においてヤマトの国とアキツノとは同一の地域とは認められないのであって、同じ物語でありながら二つの地名の起源が語られていると言わざるを得ないのである。しかし書紀の歌謡によれば「汝が形は置かむ阿岐豆斯麻野麻登」とあって、この「野麻登」がいわゆるヤマトの国であるとは言っていないのである。その「一本」において「野麻等の国を阿岐豆斯麻といふ」とあって、古事記の歌謡の場合と同様になっているが、書紀の歌謡の本文ではヤマトであってヤマトの国ではない。記紀編纂の時代にはヤマトといえば、それは広狭の意味を含みながらも地名あるいは国名として定着していたであろう。けれどもヤマトは本来国名であったのではなく、ヤマのト（登・等^①）ともいうべく、山の本、山に囲まれた地域をいう普通名詞であったはずである。そう考えるならば、書紀の歌謡の本文はヤマトの原意を含む言葉としてアキツシマを受けていたと考えることもできるはずである。いわば後に「蜻蛉野」とよばれる吉野の「河上の小野」をさして、アキツシマであるヤマトといったことになるのである。「蜻蛉を讃めて、此の地を名づけて蜻蛉野」というのであるが、この歌謡もまた「蜻蛉を讃めて」歌われたことからすれば、アキツシマは直接にアキツをとりあげてそこをシマといい、アキツを讃める意を含ませたとみてよいであろう。アキツノヤマトとせず、アキツシマヤマトとしたのは、ノ（野）がより一般的に身近であり、シマがある特別の意味を含んでいたことを暗示するのである

アキツノとアキツシマ（記紀・雄略）覚書

う。書紀の歌謡の本文がこのようにヤマトの原意を含むものであるならば、古事記や書紀の一本の「ヤマトの国」は、ヤマトが地名や国名として定着した段階以後における改変であるとみることのできるであろう。そうするとアキツシマが固有名詞（地名）として用いられる前の段階においては、アキツノの讃め詞的に用いられることがあったのかもしれないということになる。吉野の「河上の小野」が「蜻蛉野」と呼ばれるようになった背後に、アキツにかかわる讃め歌の中の、アキツに直接するシマが、歌謡の中の語であるということによっても、アキツノを讃めかつ聖化する意味を含んで享受されたのかもしれないというような空想も浮かぶのである。アキツシマヤマトをアキツのシマ（聖域）なる山本の地域（河上の小野→蜻蛉野）というように考えることはできないのであろうか。

[二]

アキツノとアキツシマを二つの地名とせず、一つの地域に対する二様の表現と考えられるのではないかとすることは、たとえば「讚久迓新京歌」における「布当乃原」（6・1050）と「布当乃野辺」（1051）にみえるハラとノの対応などとの類推によるのである。辻田昌三氏の卓説「『野』と『原』」^②も示唆的であった。氏は野や原についてそれを単に外見的な地形地勢を指す語として理解するのではなく、そこに上代の生活意識を重ね、「上代の文化

複合の中に捉えて考える必要がある」とされ、野や原は「その地の状態属性をいう語であった」とされたのである。

「ノ」が生活の場に近い、あるいはその延長として、日常生活感覚からして親近感を抱かせる地であったのに対し、「ハラ」は生活域に組み込まれない、生活感覚からは遠い地であったと推測される。場合によっては（そして、より古い時代からの感覚としては）、そこは程度の差はあっても、何か畏れのある、近づき難い地であったであろう。

と推測されている。アキヅノにおけるノ(野)も辻田氏の言われるノ(野)と同様に考えてよいであろう。雄略が「河上の小野に幸てまして、真人に命せて獸を駈らしめ、躬ら射むと欲して待ち」うけたという「河上の小野」は、後に「蜻蛉野」と呼ばれるにしてみまざしく「野」であった。そしてその野は歌謡における「衰牟漏が嶽(鳴武羅の嶽)」と重層する野であったと考えてよいであろう。

(聖武)天皇遊獵高円野之時

ますらをの高円山にせめたれば里におりけるむざさびそこれ(6・一〇二八)

にみえる「高円野」と「高円山」が重層的であることと同様に考えてよいはずである。ヤマとタケとの相違があるいは問題になるかもしれないところであるが、「み吉野の耳我山に」(1・二二〇)が類歌に「み吉野の御金高に」(13・三三九三)とみえることなどを思えば、ノとタケの重層性を考えてもよいであろう。河上の小

野はまさに野であり、雄略の狩猟はその野における狩猟なのであった。だがその「鳴武羅の嶽」はヤマトノとあってヤマトにいくらかの問題を残しはするが、原意のヤマトなる野の鳴武羅の嶽とみることも不可能ではない。古事記には「み吉野の衰牟漏が嶽」とあり、ヤマトとの問題は残らない。しかし書紀はヤマトノなのである。あるいは書紀が古歌謡を採録する時に「み吉野」をヤマトに改めたのであろうか。あるいはこのヤマトも吉野連山のト(乙)として、山本の鳴武羅の嶽、山に囲まれた鳴武羅の嶽というような理解も原歌謡の時代にはあったのであろうか。鳴武羅の嶽の周辺が判然としないので決定的には言い難いが、原歌謡におけるヤマトは、国号というよりもむしろ古事記の「み吉野」に対応するような吉野・河上の小野の実景的な意味において、歌われ享受されたのではないかと思われる。そのようにみえてくると上野理氏がこの歌謡を「本来物語とは疎遠であり、歌謡として独立していたと考えたい」といわれた独立歌謡的なものとみるよりも、やはり物語歌として所伝と一致するものとして享受されたと考えてよいのではないだろうか。当時ヤマトという語が、ある場合原意を担い、ある場合新しく国号としての意味を担って用いられ、その両者が享受の場によって混在することもあったと考えてよいのでなからうか。河上の小野がヤマトの鳴武羅の嶽にといわれても、そこに混乱はなかったといえるであろう。

(三)

アキヅノのノ(野)を以上のようにみるならば、アキヅシマのシマはそれとどのように対応するのであろう。

シマは『時代別国語大辞典』によれば、

「嶋」①島 ②海の島ではなく、川がめぐり流れて島のようになっている地域。

とみえ、また「山齋」(シマ)について、

池や築山のある庭園。林泉。水に臨んで築山などがあるところを島に見立てていったものか。

とみえる。『和名抄』や本居宣長の『国号考』なども同様である。それらもまさにシマではあるが、やはり地勢・地形的側面からの説明であるというべきであろう。柳田国男氏は「シマは一つ一つの邑落の事であり、人が久しく生活を共にした特定の民家群のことであった」とされ、折口信夫博士もシマについて、

あぎつしま・しぎしま・やまとしまは、水中の島から出た語尾でなく、却って村の意味の分化したものと見るがよからう。三つながら、枕詞或は、直様日本の異名として感じられる様になって来た。それは大和朝廷の、時々々の根拠地になってゐた村名に過ぎないのである。

とされている。大和朝廷という表現にはいくらかの問題が残るにしても、その「時々々の根拠地」や「特定の民家群」という、特定

のものにかかわる領域としてシマという名があったという指摘は注目すべきであろう。地勢・地形ではなく、その領域の状態属性の問題として考えられなければならないことが暗示されているといえるであろう。

沖つ鳥嶋着く斯麻に我が率寝し妹は忘れじ世の尽に(記語八)⑩
にみえるシマ(斯麻)もそういう視点から考えることができそうである。「沖つ鳥嶋着く」シマである限り、水にかかわるいわゆる「島」とみてさしつかえはない。そう見ることが具象的客観的であろう。しかしこの歌謡が火遠理命(彦火火出見尊)と豊玉姫の婚姻にかかわる伝承をもつ点からは、単にその婚姻の場所を回想しただけのものとは考え難いのである。場所としてはたしかにいわゆる「島」であろう。しかし同時にそれは「沖つ鳥嶋着く」シマなのである。その嶋がまず眼前の景物としての嶋であつたらうことも否めない。

磯に立ち沖辺を見れば海藻刈り舟海人漕ぎ出らし鴨翔る見ゆ(7・一二七)

というように単なる景物として歌われることもあつたのである。しかし万葉集中に二十七例認められる鴨(鴨・小鴨等を含む)にかかわる歌の中で、単なる景物としてとりあげられた例は右にあげた歌の他ほんの数例なのであつて、ほとんどの例が相聞の領域にかかわり、「水、鴨、なす、二人並び居」(3・四六六)る鳥としての印象を与えていたのである。

夕されば 芦辺に騒ぎ 明け来れば 沖になづさふ 鴨すら、

も、妻とたくひて、我が尾には、霜な降りそと、白妙の翼、さし交へて、打ち払ひ、さ寝とふものを……(15・三六二五、古挽歌)と歌われた仲睦ましい鳥なのであった。それは万葉の時代だけでなく、

水鳥、鴛鴦いとあはれなり。かたみにあかはりて、羽のうへ
の霜はらふらん程など。(枕草子、四一巻)

という周知の「あはれな」る物語として語られる鳥なのであった。その鴨にかかわる「沖つ鳥鴨着く島」の歌謡は、海村の婚姻にかかわる「誓約の歌」の「一つの型」であったことも指摘されているところである。そのようにみてくるとこのシマはいわゆる島であると同時に、婚姻にかかわる聖域としての意味もあわせ持っていたといえるであろう。そのゆえにこそ火遠理命と豊玉姫にかかわる歌謡として採録され得たのであろう。あるいは採録されたことによつて、より聖化されるということであったのかもしれない。そのシマの意味は「鴨著く」という詞章によつて具象化され充分に自明なのであった。

妹として二人つくりしわが山齋は木高く繁くなりけるかも
(3・四五二)

にみえるシマ(山齋)も、「山齋」の原意を広げて「庭園」の意として用いたものであろうとされているが、これもいわゆる島でないことを意識しての「山齋」という文字の使用であつたであろう。あるいは「齋」の字のイツク・イハフ意にひかれたのかもしれない。「属目山齋作歌」とある

鴛鴦のすむ君がこの之麻けふ見れば馬酔木の花も咲きにける
かも(20・四五一一)

なども叙景的ではあるが、前に述べた鴨と同類の鴛鴦のすむシマであることに意味がある。その景物としてとりあげられた馬酔木も、

磯の上に生ふる馬酔木を手折らめど見すべき君がありと言は
なくに(2・一六六)

とみえる馬酔木を手折るかざし、二人して見るといふ古い民俗がその背後に揺曳しつつ、いつしか風流の方向に推移していた時代の表現であろうと思われる。シマの持つ聖域としての意味がほとんど忘れられ、次第に「庭園」として理解されるようになった時代なのであった。古今六帖(四)に

妹とあてふたりつくりしわがやどは木高くしげくなりける
かな

とあり、シマを「やど」に変えていることもそれにかかわるであろう。近代の婚礼の席などに飾られる島台も、あるいはシマのまつ婚姻にかかわる聖域としての意味をどこかに含むものかもしれない。近世の岡場所に対するシマも、宮許の遊里として、特別の領域の意味を含むのではなかったかといわれたことも、あるいはシマの聖域としての原意の変貌を含みながら、受け継がれたものと考えてよいのかもしれない。

そのようにみてくると

国栖らが春菜摘むらむ司馬乃野のしばし君を思ふこのころ
(10・一九一)

の「司馬乃野」もそれらと類推的な「野」ではなかったかと思われるのである。ただし「司馬」については現在シマ・シバの二通りの訓が行われており、いくらかの問題がありそうである。校本万葉集によれば、その底本(寛永版本)にはシハとあり、元暦本・類聚古集・紀州本等にはシメ、童蒙抄・古義にはシマとあるとみえる。代匠記は「馬」を漢音としてシハとする。近くは日本古典文学大系本・日本古典文学全集本等がシバとし、万葉集注釈・埴書房本・新潮日本古典集成本等はシマとしている。そのいずれにしても「しばしば」にかかる序詞であることに違いはなく、早急にどれとも決め難いところである。しかし注釈が

古典大系本補注では集中に漢音が混入してあるからこれも漢音でバと訓めば下のシバシバといふ訓と折合ふ、としてシバの訓を採られてゐる。しかし他にバと訓んだ例は無く、シマと訓んでも下のシバシバと類音によるくりかへしの序と見る事が出来るからシマの訓によるべきであらう。

とされたことは捨て難い。また「国栖」については夫れ国樞は、其の為人、甚だ淳朴なり。毎に山の菓を取りて食ふ。亦蝦蟇を煮て上味とす。名けて毛瀧と曰ふ。其の土は京より東南、山を隔てて、吉野河の上に居り。峯嶮しく谷深くして、道路狭くさがし。故に、京に遠からずと雖も、本より朝来ること希なり。然れども此より後、屢参赴て、土毛を

アキツノヒアキツシマ(記紀・雄略)覚書

献る。其の土毛は、栗・菌及び年魚の類なり。(応神紀一九年)とみえる。「吉野の国樞部が始祖」(神武即位前紀戊午年八月)の伝承も伝えられ、また「国主等大贄を献る時」(記応神)の芸能的な側面、また大嘗祭や諸節会に御贄を献じ歌笛・古風を奏したこと(延喜式七踐祚大嘗祭・同三・宮内省)なども伝えられている。そういう国栖らの伝承を背景として「春菜摘むらむ」と歌われているのである。その春菜摘む地は卜定され穢人の入ることを禁じていた(踐祚大嘗祭) 聖域であつたはずである。それが「司馬乃野」なのである。

古今六帖や赤人集にはそのところを「しめし野」とし、仙覚註釈には「古点ニハ、シメノ」とあつたことがみえる。「茜さす紫野行き標野行き」(1・20)のシメノと同類であらうし、そのシメノこそがシマと呼ばれるべき地域であつたと考えてもよいであらう。阪倉篤義博士がムレとムラ、ツレとツラなどをあげ、a接尾形式によって構成された名詞は、「やや抽象的にさうした動作・作用の本質を抽出し、その実現されてある情態を意味するものであつた」とされたそのa接尾形式によるシメとシマとの関係は、当然考えられてよいところであらう。「国栖らが春菜摘む」べく卜定した野であるゆえにこそ「シマの野」と呼ばれるべきであつたのである。そこは春の季節祭式にかかわる春菜摘みが行われるべき聖域なのであつた。春菜摘みが季節祭式にかかわる重要な儀礼的行事であることは、万葉集巻頭歌ばかりでなく、「詠煙」「野遊」「歎旧」「權逢」(10・一八七九〜一八八六)の一連にもみ

え、「尾張連歌二首」(8・一四二二—一四二三)の一連も春菜摘みと野遊とのかかわりを示していることなどみればあきらかである。そういう「野遊」などの背景があればこそこの「国栖らが春菜摘むらむ司馬の野の」が序詞として、単に類音だけではなく「しばしば君を思ふ」とかかわったのであろう。序詞が譬喩的象徴的な意味を含んで相聞の歌の背景になるのである。そういう点を含んで考えると、「司馬」の訓シマ・シバについては何とも決め難いが、どちらかといえばシマの方がよいのではないかと思うのである。そしてこの「司馬の野」もまた吉野の野なのである。アキツノ・アキツシマが吉野にかかわることと全く無縁であるとは言いがたいようにも思われる。紫野・標野が蒲生野の遊猟にかかわるように、河上の小野・アキツノが吉野の遊猟にかかわるシマノあるいはシマノノであったことも考えられてよいかもしれない。シマノノは本来固有名詞であったのではなく、むしろもとは普通名詞としてのシマノノであったのではないかと思うのである。

〔四〕

シマがいわゆる島だけでなく聖域を示す意味を持つならば、アキツノに対するアキツシマはどう考えればよいのであろう。アキツシマは「大倭豊秋津嶋、亦の名は天御虚空豊秋津根別」(記・大八島国生成)、「大日本豊秋津洲」(神代紀)とみえ、また神武が腋上の喉間丘で国見し、「あなにや、国を獲つること。内木綿の真

泣き国と雖も、蜻蛉の譬喩の如くにあるかな」といい、それによって「始めて秋津洲の号有り」(神武紀三一年)とみえる。またその国は大己貴大神によって「玉牆の内つ国」と名づけられたともみえる。アキツシマが「玉牆の内つ国」であるというのはシマにかかわって示喩的である。それは青垣の山々に囲まれる具象性を含みつつ、「玉牆」によって囲まれた特別の領域であり、「玉」によってはある聖なる領域の意味も含まれていることを示している。アキツシマの亦の名秋津根別の「根」がマナを表わす「ニ」の転訛であり、その名がアキツのマナの神格化された名であることも、シマが聖性にかかわる意味を持つことを示している。アキツが豊稷の意味を持つであろうことを思えば、アキツシマは豊稷のマナの聖域という意味をその根底に持つといえるであろう。

大八島国のシマも本来の聖域としての意味を含みつつ、次第にいわゆる海の島という意味に傾いていったものと思われる。伊予二名島の中に伊予・讃岐・粟・土左などの国のあること(記)もあるいはかわりを持つかもしれない。あるいはアキツシマは「他の島々の命名法とはことなる」と考えておく方が穏やかであろうか。

孝安紀にみえる「都を室の地に遷す。是を秋津島宮と謂ふ」(二年)とあるによれば、葛城の牟婁(和名抄)あたりにアキツシマとよばれるところがあったとも考えられる。吉野のアキツシマと葛城のアキツシマとの関係は、アキツシマが固有名詞であるよりもむしろ普通名詞として、ある地域を豊稷の聖域として祝う意味

に用いられたであろうことを思えば、特に異った地域であることによる問題は残らない。葛城の室は、履中が磐余市磯池で遊宴した時、蓋に非時の桜の花が散り、そのもとを尋ねると掖上の室山であったという、そのゆえにその希有なることを喜んで磐余稚桜宮と名づけた(履中紀三年一月)とみえるその室山である。桜の花は「桜花盛未通女」(13・三三〇五等)や「桜の花のにはひはもあなに」(8・一四二七)など繁榮の象徴的な意味を担う花であった。

室山の桜は既に著名であったのかもしれない。その室山のあたり、そういう桜の咲き栄えるべき地域は、アキツシマと呼ばれるべき地域であったのであろう。アキツシマが次第に固有名詞化しつつあったにしても、本来は予祝性を含む豊穡のマナ(それは、ホヒとしてもあらわれる)の聖域を示すものであったはずである。

そのようにみえてくると「豊葦原之千秋長五百秋之水穂国」(記)がアキツシマと呼ばれることも、現実のクニに聖性を付与する頌辭としてシマが用いられたのであろうと思われるのである。アキツシマが国号ヤマトの枕詞のように用いられるのも、あるいはこういうシマとクニの関係によるのかもしれない。伊予二名島にみえるシマはいわゆる海の島である可能性が大きい、あるいはそこに本来の聖域としての意味をも含みつつ、その中に四つのクニを持ったのかもしれない。それは曖昧ではあるが、すくなくともアキツシマと国号ヤマトとの関係は、豊穡の聖域を予祝するアキツシマと現実の地形・地域にかかわるヤマトのクニとの関係であると考えてよいであらう。

[五]

冒頭に掲げたアキツノとアキツシマについてはどのように考えるべきであらうか。かつて、このアキツノの伝承にかかわる歌謡を三場の構成を持つ舞曲曲であるとし、秋の季節祭式のものとしてあった原伝承を「蜻蛉領布の主題による舞曲」として芸能的に整え、通過儀礼にかかわるハレ(晴・聖)の場の様式の規範の一つとして、生命力の更新の根本の意味を顕現すべく、様式化し採録されたであろうことを愚考した。歌謡は散文ではない。歌謡が歌謡として様式化されるということは象徴化されるということである。それがハレの場にあつては当然聖化されるということでもあつたはずである。

アキツシマヤマト(記)はその本来の意味における痕跡をそこにとどめていであらう。「そらみつヤマトのクニをアキツシマとふ」(記・紀一本)はヤマトのクニの国号をアキツシマと別に言ったのではなく、ヤマトのクニの属性を豊穡のマナの聖域アキツシマによって顕彰したものであると考えるべきであらう。そのゆえに「かれその時よりぞ、その野を号けてアキツノと謂ひける」というのである。アキツシマなるヤマトの野であるゆえにそこはアキツノと呼ばれるのである。

そんなふうに見えるならば、この記紀の歌謡は、吉野のヤマトにかかわる秋の季節祭式の原伝承を含みつつ、河上の小野が

豊穰の聖域であることを語る物語歌として構成されたものである
ということができよう。そのためにこそワカタケである雄略にか
かり、その雄略と蜻蛉領布の聖少女による舞曲としてアキツ
シマが歌われたのであろう。アキツノ・アキツシマの二つの地名
起源でなく、アキツノの地名起源を語る頌歌のものとしてアキツ
シマが享受されたと思うのである。

- 注① 土橋寛校注『古代歌謡集』（日本古典文学大系3）九六頁
② 梨沖『厚顔抄』（全集7）五一九頁
③ 土橋寛『古代歌謡全注釈』〈古事記編〉三四一頁
④ 上野理「阿岐豆野の歌（雄略記）」（古代の文学1、記紀歌謡、
大）一三四頁
⑤ 辻田昌三「『野』と『原』」（島大國文、第九号）
⑥ 同前、四一頁
⑦ 上野、前掲④、一三四頁

- ⑧ 柳田國男「島の人生」（定本・集1）三三三頁
⑨ 折口信夫「萬葉びとの生活」（全集1、古代研究・国文学篇）三
三二頁
⑩ 「記紀八」は『古代歌謡集』（日本古典文学大系3）の古事記歌
謡の番号。書紀歌謡五に重出。
⑪ 拙稿「高橋虫麻呂の旋頭歌小考」（明石短期大学研究紀要3）
⑫ 土橋寛『古代歌謡全注釈』〈古事記編〉六六頁
⑬ 沢瀉久孝『萬葉集注釋』
⑭ 辻田昌三談、57・7・6
⑮ 阪倉篤義『語構成の研究』二八八頁
⑯ 拙稿「万葉集における『打摩』」（立命館文学、二七三号）八四頁
⑰ 土橋寛「タマの姿」（国文学二九号）一八頁
⑱ 上野前掲④、一三七頁
⑳ 拙稿「アキツノの伝承（記紀雄略）の芸術的側面」（立命館文学
四〇三〜四〇五合併号）一二頁など